

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年6月19日第35回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美

小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平

(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男

3. 欠席委員

(公選) 下村直義

(選任)

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 非農地証明について

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)みなさま、おはようございます。ただいまから、第35回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、12番下村委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、2番石堂委員、3番雨田委員を指名します。

(議 長) 日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は, 本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認め, 会期は本日1日間に決定しました。

(議 長) 日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい, 事務局です。資料の1頁から3頁をお開き下さい。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転, 件数4件, 筆数13筆, 面積22,260㎡, 田5,793㎡, 畑16,467㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程, 宜しく願いいたします。

(議 長) 次に順位1について, 担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい, 10番上妻です。議案第1号順位1について説明いたします。去る6月17日午前8時30分, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字納官, 字○○○, 地番○○○-1, 地目畑, 面積2,632㎡。大字納官, 字○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積121㎡です。譲渡人, 住所 中種子町油久○○○○番地3, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町田島○○○○番地, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっております。場所につきましては, 国道58号線を○○○○をそのまま行きまして, 右手の方に○○○○があります。その反対側の道を行きますと, 元の○○○○があります。その道を100mほど奥の方に行きますと, 左手のほうに現在は種芋を作っている畑があります。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しく願いいたします。以上です。

(議 長) ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議 長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。次に順位2について, 担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい, 10番の上妻です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る6月17日, 午前9時10分, 譲受人の○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字○○, 字○○○○, 地番○○○-1, 地目畑, 面積781㎡です。譲渡人, 住所 中種子町油久○○○○番地, ○○○○さん。譲受人,

住所 中種子町田島〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。場所につきましては，県道野間島間港線を野間から島間に向かいまして，〇〇〇〇集落に入る十文字があるんですけども，その〇〇 m 手前を左の方に向かいます。それを〇〇 m ほど行きますと，〇〇〇〇さんの倉庫があります。その裏手の方でございます。現在，牧草を作っております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。

(議 長)一時，議事を中断します。

(議 長)議事を再開します。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(議 長)どうぞ，11 番委員。

(11 番委員)11 番です。〇〇〇〇さんの経営面積なんですけれども，順位1で，115.9 aで了解されたんですけども，順位2ではどうなんでしょう。順位3でも，こういうふうですけども。

(議 長)事務局，お願いします。

(事務局長)これは，システム上の問題があるので，まだ許可もされていないのに，経営面積が増えるのはおかしいわけですから，本来は元の面積のまま記載されるべきではないかと思しますので，これについてはシステムのほうの関係を修正して，変えたいと思います。

(議 長)ほかに質疑はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。順位3について，担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10 番委員)はい，10番の上妻です。議案第1号第順位3について説明をいたします。去る6月17日午前9時20分，譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。土地の所在，大字田島，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積454㎡です。譲渡人，住所 中種子町田島〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町田島〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。場所につきましては，先程，順位2で説明しましたとおりでございますが，先程の土地からまた〇〇 m くらい行きまして，それをまた右に折れ，〇〇 m くらい行きますと，右側にあります。ここもまた，牧草を植えております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

以上です。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番赤坂です。議案第1号順位4について説明をいたします。

去る6月16日譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積 1,253 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-7、地目畑、面積 1,032 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 2,282 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積 1,179 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-5、地目畑、面積 2,821 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-7、地目畑、面積 1,738 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-8、地目畑、面積 2,174 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目田、面積 1,903 m²。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目田、面積 3,890 m²です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地12、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、〇〇〇〇集落 〇〇〇〇の通りを〇〇〇〇の方へ上がって行きますと、〇〇〇〇線の十字に当たります。その角が〇〇〇〇さんの牛舎でございます。それよりまた 50m 程行きますと、〇〇さんたちの、今は空き家になっておりますが、家がございます。その家の前と後ろの方一帯で、全部になっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第1号、順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号の「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位4については、許可することに決定します。

(議長) 日程第4, 議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。
本案について, 事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい, 事務局です。4頁をお開き下さい。議案第2号順位1の農地法第4条申請について説明いたします。申請人 ○○○○さん, 住所 中種子町田島○○○○番地。申請農地の表示, 大字野間, 字○○○○, 地番○○○○番1, 地目畑, 地積 945 m²です。転用目的は資材置場。申請理由は, 付近は住宅地であり, 耕作により埃等が発生し周辺に支障をきたしていることもあり, 今回, 建設業を営んでいる○○○○に資材置き場として貸与したいということです。土地利用規制等は, 都市計画区域内の農振農用地外の第2種農地, その他の農地に該当されると思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長) 次に順位1について, 担当調査委員の14番濱脇が説明します。
議案第2号順位1農地法第4条申請について説明致します。この案件につきましては, 先般6月9日午後3時30分より私濱脇, 鮫島安平委員, 鮫島達委員, 事務局, 申請人の息子の○○○○さん立会いの下, 現地調査を実施いたしました。場所につきましては, ○○集落内でありまして, 県道沿いの○○○○の角の交差点から南に○○m行ったところの左側の土地でございます。隣は○○○○です。申請人の○○○○さんは, この土地を平成5年に購入し, 現在に至っているようです。○○○○が建設業を営み, 資材置き場として利用したいとのことで, 今回資材置き場として貸与するものです。当該地は, 都市計画区域内の2種農地であります。現地で検討した結果, 周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから, 審議を行います。質疑・意見はありますか。

(3番委員) 現地は私も知っていますが, ○○○○さんが購入する前は○○○○さんという方が持っていた土地ではないですか。

(事務局) こちらに提出されている事項証明書を見ますと, 平成5年2月17日に○○○○さんが売買ということで購入しています。その前については証明書には添付されていません。

(議長) その前については分からないということですが3番委員どうでしょう。

(3番委員) おそらくその前は○○○○さんの土地だったと思います。私が知る限りでは, 下の方を工事をしているでしょ。私が何で工事をするのと聞いたら, 崩れているからということで, 農業委員会に申請しようかとのことでした。私は住宅を造るのかなと思ったが○○○○が建設業をしているので資材置き場ということに文句はないが状況がそういうことかなと思って聞いてみたところでした。

(議長) 私の方で説明不足でしたけれども, その土地については東側の農地と

の間に段差がありまして段差の部分の工事を行っていました。境界をはっきりするように工事を行っていました。
ほかに質問はありませんでしょうか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可相当ということに決定しました。

(議長)次に日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第3号順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん。住所、鹿児島市〇〇〇〇〇〇番地5。貸人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町坂井〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字坂井 字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇番。地目畑、地積816㎡。地番〇〇〇番2。地目畑、地積615㎡です。転用目的、その他、風力発電の設置です。申請理由は、申請地を借地し、風力発電を行いたいということです。金融機関の融資予定証明書も提出されており、また九州電力株式会社の事業用風力発電連系接続権等結果及び技術検討結果、系統連系工事の概要、経済産業省からの再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の変更認定についての通知書も提出されております。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外の第2種農地（その他農地）に該当と考えます。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)6番、小山田です。議案第3号順位1農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般6月9日午後1時50分より、濱脇会長、下村委員、事務局、申請人委任の行政書士、土地の所有者の〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、県道の588号線を梶潟、島間方面へ走りますと〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇の手前を左へ登っていくと申請地がございます。申請人は鹿児島市〇〇〇〇で建設業を営んでいます。今回申請地を借地し風力発電を設置しようとするものです。東側・西側・南側は山林。北側は農地となっています。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)3番、雨田です。お尋ねしますが、この土地は圃場整備されている土地ですか。

(事務局)はい、事務局です。圃場整備はされていません。地籍調査がまだ済んでいないところです。

(議長)3番委員よろしいでしょうか。

(3番委員)はい。

(議長)他に質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。6頁をお開き下さい。議案第3号順位2の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん。住所、鹿児島市〇〇〇〇〇〇番地5。貸人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町坂井〇〇〇〇番地5。申請農地の表示、大字坂井 字〇〇〇〇、地番〇〇〇番。地目畑、地積1,256㎡。転用目的、その他、風力発電の設置です。申請理由は、申請地を借地し、風力発電を行いたいということです。金融機関の融資予定証明書も提出されており、また九州電力株式会社の事業用風力発電連系接続権等結果及び技術検討結果、系統連系工事の概要、経済産業省からの再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の変更認定についての通知書も提出されております。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外の第2種農地（その他農地）に該当と考えます。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)6番、小山田です。議案第3号順位2農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般6月9日午後1時30分より、濱脇会長、下村委員、事務局、申請人委任の行政書士、土地の所有者の〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、順位1と同じ場所でございます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、事務局の説明をお願いします。

します。

(事務局)はい、事務局です。7頁をお開き下さい。議案第3号順位3の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町野間〇〇〇〇番地5。貸人、〇〇〇〇さん。住所、中種子野間〇〇〇〇番地10。申請農地の表示、大字野間 字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番4。地目畑、地積493㎡。転用目的、一般住宅。申請理由は、申請人は借家住まいのため、〇〇〇〇より申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいということです。金融機関の融資証明書、残高証明書も添付されており、実現性はありと思われれます。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外の第1種農地（集落接続施設）に該当と考えます。棟数・面積等は、居宅114.27㎡、倉庫49.68㎡、計163.95㎡です。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位3について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)13番、日高です。議案第3号順位3農地法第5条申請の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般6月9日午後3時より、濱脇会長、鮫島安平委員、鮫島達委員、事務局、申請人〇〇〇〇さん、立会の下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線を南種子方向に走りますと〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎ直線の中ほどに〇〇〇〇がありまして左に行きますと〇〇〇〇〇、右に行きますと〇〇〇〇集落に通じます。右折し〇〇m地点の左側の土地です。申請人は現在〇〇〇〇に借家住まいをしております。〇〇〇〇より申請地を借り受けて自己の住宅を建築したいということです。当該地は都市計画区域内の第1種農地であり、周囲は貸人所有の農地であります。転用によって付近に被害を及ぼすこともないと思われれます。排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流するなどの被害防除計画も提出されています。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思えます。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)はい。3番、雨田です。この図面を見ますと、建物を建てる場合周囲に3軒以上の家がないといけないという名目がありますが、茶工場の人の家1軒しか見当たらないのですがそれでも大丈夫ですか。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。〇〇〇〇さんの自宅がありまして、その隣に〇〇〇〇さん所有の宅地があります。ここに家もあります。その左側にも住宅がありました。それは確認させていただいています。3軒はあり

ました。

(議 長) 3番委員よろしいでしょうか。

(3番委員)何か決まりがあって、50m 3軒以上ということがあったので、これは50m以内にありますか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。〇〇〇〇さんのところまでは46mありました。今までは造るところからそれぞれ50m以内に3軒という考えでしたが昨年、県から権限移譲を受けるにあたって、農地の連単のことについて説明を受けたところ、造るところから50mに1軒、それから50m、それからまた50mというふうに鹿児島県ではできるということです。150mの範囲内までは大丈夫ということです。

(3番委員)〇〇〇〇さんの住宅を建てるときはこの考え方だったら何も問題はなかったのでしょうか、それまでは50m以内に3軒以上という規制があったわけで、その後変わったということですか。

(議 長)当時は、県道・国道沿いはできるという解釈でしたので、県道沿いだということで、〇〇〇〇さんのところは転用できました。

(3番委員)はい、わかりました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号、順位1から3については、決定することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号、「農地法第5条申請について」は、許可相当ということに決定しました。

(議 長)次に、日程第6、議案第4号、「非農地証明について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の8頁をお開き下さい。議案第4号順位1の非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、台帳地目畑、地積1,547㎡。申請人 〇〇〇〇さん。住所 西之表市〇〇〇〇〇〇〇番地7。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成3年から耕地として利用せず、現況は山林となっています。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議 長)次に、順位1について、担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)6番、小山田です。議案第4号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般6月9日午後1時20分より、濱脇会長、下村委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇集落から野間方面へ県道の588号線を行くと〇〇〇〇があります。その〇〇を渡り切ってすぐ右に入る道路があります。その道路を〇〇m程行き

ますと、左手に現在使われていないであろう道路があります。それを〇〇 m 程行きますと申請地がございます。申請理由については、登記簿謄本の地目は畑であるが平成3年から耕地として利用せず現在は山林となっているためこの申請となりました。耕作をしなくなってから22年以上経ち耕地への復旧は困難であると思われまます。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の9頁をお開き下さい。議案第4号順位2の非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字坂井、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、台帳地目田、地積1,562㎡。申請人〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。申請理由は、土地登記簿の地目は田であるが、平成4年から耕地として利用せず、現況は山林となっています。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長)順位2について、担当調査委員の6番日小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番小山田です。議案第4号順位2非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般6月9日午後2時30分より濱脇会長、下村委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施しました。場所につきましては、国道58号線を南種子方向に行きますと〇〇〇〇の〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇を150m行きますと、右手に〇〇〇〇がございます。その道を行きますと〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇を過ぎて右手に入りますと〇〇〇〇に申請地があります。現在は竹林となっております。申請理由につきましては、登記地目は田であるが平成4年から耕地として利用せず現在は山林となっております。耕作をしなくなると20年以上経ち耕地への復旧は困難であると思われまます。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第4号、順位1か

ら順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」の順位1から順位2については、許可することに決定しました。

(議長)日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の10頁から13頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数7件、筆数21筆、変更面積26,574㎡、契約年数6年の合意による解約でございます。詳細につきましては、14頁から20頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、8番委員の退席をお願いします。

(8番委員の退席)

(議長)これから順位1と順位3について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(議長)3番委員。

(3番委員)お尋ねします。借地料については、いくらですか。貸し借りがあるから、無償ではないですよね。

(議長)借地料ですか。事務局をお願いします。

(事務局長)この案件については合意解約の案件でございます。普通の貸借の場合後ろの資料に出てきますように賃借料の記載が出てくるのですが、今回は合意解約ということで、記載していなかったということです。今後、必要であれば、そういった対応もしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(議長)ほかに質疑はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位1と順位3については、承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の順位1と順位3については、承認することに決定しました。

(8番委員の入室)

(議長)次に順位2と順位4から順位7について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位2と順位4から順位7については、承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の順位2と順位4から順位7については、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の21頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」。平成29年6月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数4筆、貸借権28件、筆数61筆、面積209,892㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、22頁から64頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(事務局長)22頁の農業用施設について説明させてください。

(事務局)資料の22頁をお開きください。所有権移転、この案件につきましては、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんのほうに所有権移転をするなかで、農業用施設、牛舎を建てる予定です。転用申請につきましては、農業経営基盤強化促進法を使うことによって、転用の手続きがいらなくなっております。施設を建てるための所有権移転です。確認をお願いします。

(議長)質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第35回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者